

令和 2 年 7 月 16 日
消費者庁食品表示企画課

魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順実施要領

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）第 18 条第 1 項の規定により、生鮮食品には「名称」の表示が義務付けられており、「その内容を表す一般的な名称」を表示することとされている。

このうち、水産物の名称については、食品表示基準 Q & A（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 140 号）において、その別添の「魚介類の名称のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の考え方に従って表示を行うことを基本とすることが示されているところである。

ガイドラインにおいて、魚介類の名称は、原則として種名を標準和名で表示することを基本としているところであるが、新たに海外から輸入・流通される種など、標準和名が付けられていない種については、その表示を行うことができない状況にある。

新たな標準和名の提唱は、当該種の分類学的定義や新名称であることの明示を伴う学術著作物により行われており、現在でも、事業者が魚類の分類に知見のある研究者に依頼して、新たな標準和名の提唱を行うことは可能な状況にあるが、研究者と接点のある事業者は限られていることもあり、このような事例は非常に少ない。

このため、魚介類の名称の表示の円滑化を図るとともに、適正な食品表示に資するよう、一般社団法人日本魚類学会（以下「魚類学会」という。）の協力を得て、事業者が消費者庁を通じて、魚類の新たな標準和名を提唱することを可能とする「魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順」（以下「提唱手順」という。）に係る実施要領を次のとおり定める。

1. 対象範囲

（1）対象とする魚類

魚類のうち、食品表示基準第 2 条第 1 項第 2 号に規定する生鮮食品として販売の用に供する又はその予定のある魚種であって、標準和名の付されていないもの。

（2）申請者（魚種の新標準和名の提唱を申請する者をいう。以下同じ。）の要件

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 2 条第 3 項に規定する「食品関連事業者等」に該当する者であること。

2. 消費者庁への申請

（1）申請窓口

申請窓口は、消費者庁食品表示企画課（以下「窓口課」という。）とする。

（2）申請内容

別記様式 1 の申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記載すること。

その際、新たな標準和名の候補名は、「標準和名が付けられていない魚種に新たな標

準和名の候補名を提案する際の留意点」(別添)を遵守して作成すること。

また、申請書の記載事項を説明するために必要な資料がある場合は、当該資料を申請書に添付すること。なお、申請書は、原則として邦文で記載すること。

(3) 申請方法

申請は、申請窓口の受付アドレス(i.new_standardname@caa.go.jp)に申請書を電子メールにより送付して行うこと。

なお、申請書以外の資料で電子メールに添付できないものについては、郵送その他の方法により送付すること。

3. 消費者庁から魚類学会への依頼

(1) 申請内容の確認及び補正

申請内容の確認は、申請書の記載内容を確認することで行う。

また、申請内容の確認は、原則として申請の受付順に行うこととし、申請の受付順は申請メールの受信日時順とする。

窓口課は、申請内容に不備(必須事項の記載漏れ、記載内容の疑義等)があった場合、申請者に対して、不備があった事項についてその理由と共に補正期限を示して、電子メールにより、別記様式2により申請書の補正を求める。

補正期限までに申請書の補正が行われなかった場合は、当該申請を不受理とし、申請者に対して、別記様式3により不受理である旨を通知する。なお、申請者が窓口課に補正期限内の提出が困難な理由を示し、窓口課がそれを認めた場合は、この限りでない。この場合において、窓口課は、申請者と協議の上、新たな補正期限を定め、改めて期限を設定した別記様式2により、申請書の補正を求める。

(2) 申請の受理

窓口課は、申請内容に不備がないことを確認した場合、当該申請を受理し、受理した順に受理番号を付与するとともに、申請を受理した旨を別記様式4により申請者に通知する。

(3) 魚類学会への申請書等の送付

窓口課は、申請の受理後、別記様式5により、魚類学会に対して、申請書等を送付するとともに、提唱手順に係る手続の実施を依頼する。

(4) 同一魚種に対して複数の申請があった場合の取扱い

同一魚種に対して複数の申請があった場合には、受付順が最も早い申請(以下「第1位申請」という。)について、提唱手順に係る手続を行う。なお、同一魚種であるかは、申請書に記載された「学名(種名)」により判断する。

申請内容に不備がある等の理由により、第1位申請を不受理とした場合には、次の受付順の申請について提唱手順に係る手続を行う。

なお、第1位申請を受理した段階で、第1位申請以外の申請者に対して、第1位申請について提唱手順に係る手続を実施している旨を連絡する。また、申請された魚種に新たな標準和名が確定した段階で、第1位申請以外の申請者に対して、その申請を不受理とする旨を別記様式3により連絡する。

4. 魚類学会から研究者等への依頼

(1) 申請書等の受付窓口

提唱手順に係る魚類学会の窓口は、標準和名検討委員会（以下「学会窓口」という。）とする。

(2) 申請書等の受付及び差戻し

学会窓口は、窓口課から送付された申請書等の内容を確認し、申請書等の内容に不備がない場合には、申請書等を受け付け、その旨を電子メールにより窓口課に連絡する。

なお、申請内容に不備がある場合には、申請書等を窓口課に差し戻し、別記様式6により補正を要する旨を通知する。差戻しを受けた窓口課は、前記3.（1）の補正手続に準じて、申請者に対して、申請書等の補正を求める。

(3) 研究者等への新標準和名提唱の依頼

学会窓口は、受け付けた申請書等に記載された魚種について、新たな標準和名の提唱作業を行う研究者等（新たな標準和名の提唱に係る論文、著作物等（以下「論文等」という。）を執筆できる者をいう。以下同じ。）を選定し、その作業の実施を依頼するとともに、依頼を承諾した研究者等の氏名、所属等について別記様式7により窓口課に連絡する。また、この際、当該研究者等に対して、以下の事項を遵守するよう要請する。

- ① 提唱する標準和名には、申請書等に記載の候補名を使用すること。
- ② 申請内容に不備があり、補正が必要な場合は、学会窓口に差し戻して補正を要する旨を連絡すること。
- ③ 提唱作業は、できるだけ速やかに進めること。
- ④ 論文等について、学術誌等に受理された際、又は著作物の出版が確定した際には、その旨、誌名又は著作物名及び当該学術誌等の掲載予定日又は当該著作物の出版予定日を電子メールにより学会窓口伝えること。
- ⑤ 論文等について、学術誌等に掲載され、又は著作物として出版された場合には、当該学術誌等又は著作物のうち、新たな標準和名の提唱に係る部分（掲載日又は出版日が確認できる部分を含む。）の写しを学会窓口に提出すること。

なお、学会窓口は、研究者等から申請書等の補正を要する旨の連絡を受けた場合には、前記（2）の手続に準じて差戻しを行う。

(4) 標本の保管等

学会窓口は、新たな標準和名の提唱作業に必要な標本の保管施設（魚類標本を適切に保管する能力を有する博物館等の施設をいう。以下同じ。）を選定し、当該保管施設に標本の保管を依頼する。

学会窓口は、当該保管施設の了解を得た上で、窓口課に当該保管施設の名称、住所等について別記様式7により連絡するとともに、当該標本に係る前記（3）の依頼を承諾した研究者等に別記様式7の「3. 保管施設」の記載内容を連絡する。また、当該保管施設に対し、別記様式7の「1. 申請の概要」及び「2. 研究者等」の記載内容並びに申請書記載の担当者及び連絡先を電子メールにより連絡する。

窓口課は、学会窓口から連絡のあった保管施設に係る情報を申請者に伝達し、当該保管施設への標本の送付を依頼する。なお、送付時期、送付方法等の標本の送付に係る詳

細は、申請者と保管施設との間で調整することとし、標本の送付に係る費用は、原則として申請者が負担する。また、申請者は、標本の所有権を保管施設に譲渡することとし、保管施設は、研究者等による標本の利用に協力する。

5. 新標準和名の提唱に係る報告等

学会窓口は、研究者等から学会窓口に対して、前記4.(3)④の連絡があった際には、連絡内容を窓口課に電子メールにより連絡し、窓口課は申請者に電子メールによりその旨を連絡する。

また、研究者等から学会窓口に対して、前記4.(3)⑤の提出があった際には、その写しを窓口課に提出すること。

6. 候補名の一般名称としての使用

論文等が受理された時点又は著作物の出版が確定した時点で、当該申請の候補名を当該申請に係る魚種の販売を行う際の一般的な名称として使用することができる。

ただし、当該候補名と異なる名称が、提唱手順によらない方法により標準和名として確定した際には、当該候補名の使用を中止し、確定した標準和名を使用する。

7. 新たな標準和名の確定

新たな標準和名は、論文等が学術誌等に掲載された時点又は著作物が出版物された時点で確定することとし、新たな標準和名が確定した場合、窓口課は、速やかに、消費者庁ウェブサイトにもその旨を掲載し、周知を図る。

(別記様式 1)

窓口課	受付日時		受付番号	
	受理日		受理番号	
学会窓口	受付日		(窓口課使用欄)	
	研究者等への依頼日			

魚類の新たな標準和名提唱申請書

申請年月日：_____

1. 申請者に係る事項

申請者 (事業者) の 名 称 ※	(フリガナ)				「※」は必須事項
住 所 ※	〒				
担当者 ※	所属				
	氏名	(フリガナ)			
連絡先	TEL ※		FAX		
	E-mail ※				

2. 対象範囲に係る事項 ※

食品表示基準第2条第1項第2号に規定する生鮮食品として販売の用に供する又はその予定のある魚種に該当するか。 (いずれかを○で囲む)	該当する ・ しない	該当する場合、その理由 (販売実績、予定など)	
食品表示法第2条第3項に規定する「食品関連事業者等」に該当するか。 (いずれかを○で囲む)	有 ・ 無		

3. 申請魚種に係る事項

学名（種名）※		一般的に使用される名称（英名、現地名等） (名称の後に括弧書きでその由来を記載。「〇〇〇（現地名）」等。)			
候補名※ (「標準和名が付けられていない魚種に新たな標準和名の候補名を提案する際の留意点」に適合する名称であること。)					
(候補名の由来) ※					
申請魚種に新たな標準和名を付与する必要性（食用魚としての有用性、漁獲状況、利用状況など）					
申請魚種の形態（外観、肉質の状況等）※ (必ず写真を添付すること。別途添付することも可。)					
申請魚種の標本に係る事項					
捕獲年月日 ※		捕獲水域 (緯度・経度) 及び水 域深度(水 深〇〇〇m 付近等) ※		捕獲方法	
保存方法 ※		形状及び 標本数 ※	(必ず標本の写真も添付すること。別途添付することも可。)		

4. その他（自由記載欄）

5. 同意事項 ※

（申請者は、以下の事項に同意するか否かについて、□に✓を記入する。）

1. 必須事項の記載のない申請書及び補正期限までに補正の行われない申請書は受理されない。 （ ☐ 同意する ）
2. 申請書の記載内容は、窓口課、学会窓口、研究者等及び保管施設で共有する。 （ ☐ 同意する ）
3. 標本は、保管施設に無償譲渡する。 （ ☐ 同意する ）

(別記様式2)(申請者への補正依頼)

年 月 日

申請者 殿

消費者庁食品表示企画課

魚類の新たな標準和名提唱申請書の補正について

魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名提唱手順による申請について、内容を確認したところ、補正が必要であると認められましたので、下記のとおり補正を依頼いたします。

なお、補正期限までに補正した申請書が提出されない場合は、申請を不受理としますので、御留意ください。

記

1. 補正を要する申請

申請年月日：

申請者：

申請魚種：

学名：

候補名：

2. 補正を要する事項及びその理由

3. 補正期限

(別記様式3)(申請者への不受理通知)

年 月 日

申請者 殿

消費者庁食品表示企画課

魚類の新たな標準和名提唱申請書の不受理について

魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名提唱手順による申請について、下記のとおり不受理としましたので、お知らせします。

記

1. 不受理とした申請

申請年月日:

申請者:

申請魚種:

学 名:

候補名:

2. 不受理とした理由

(別記様式4)(申請書の受理通知)

年 月 日

申請者 殿

消費者庁食品表示企画課

魚類の新たな標準和名提唱申請書の受理について

魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名提唱手順による申請について、下記のとおり受理したのでお知らせします。

なお、当該申請については、 年 月 日に一般社団法人日本魚類学会標準和名検討委員会に対し、提唱手順に係る手続の実施を依頼しましたので、併せてお知らせします。

記

1. 受理した申請

申請年月日:

申請者:

申請魚種:

学名:

候補名:

2. 受理に係る事項

受理番号:

(別記様式5)(学会窓口への実施依頼)

年 月 日

一般社団法人日本魚類学会
標準和名検討委員会 宛て

消費者庁食品表示企画課

魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順
に係る手続実施について(依頼)

魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順による下記申請を受理しましたので、提唱手順に係る手続の実施を依頼します。

なお、新たな標準和名の提唱を依頼する研究者等及び申請魚種の標本の保管施設が決定しましたら、速やかに提唱手順4.(3)及び(4)に基づき別記様式7により連絡いただきますようお願いいたします。

記

<受理した申請>

受理番号:

申請年月日:

申請者:

申請魚種:

学名:

候補名:

※ 申請書等を添付する。

(別記様式6)(学会窓口による差戻し通知)

年 月 日

消費者庁食品表示企画課 宛て

一般社団法人日本魚類学会
標準和名検討委員会

魚類の新たな標準和名提唱申請書の補正について

魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順による申請について、内容を確認したところ、下記のとおり補正が必要であると認められましたので、申請者に対して補正を依頼願います。

記

1. 補正を要する申請

受 理 番 号 :

2. 補正を要する事項及びその理由

(別記様式 7) (研究者等及び保管施設の決定)

年 月 日

消費者庁食品表示企画課 宛て

一般社団法人日本魚類学会
標準和名検討委員会

魚類の新たな標準和名の提唱手順に係る研究者等及び保管施設の決定等について

魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順による申請について、提唱手順の実施に係る研究者等及び申請魚種の標本の保管施設を決定しましたので、お知らせします。

記

1. 申請の概要

受 理 番 号 :	申 請 魚 種 (学名) :
申 請 年 月 日 :	候 補 名 :
申 請 者 :	

2. 研究者等

所 属 :	所 属 先 住 所 :
氏 名 :	役 職 :
連 絡 先 : (TEL)	
(FAX)	
(E-mail)	

3. 保管施設

施 設 名 :	施 設 住 所 :
担当者氏名 :	所 属 及 び 役 職 :
連 絡 先 : (TEL)	
(FAX)	
(E-mail)	

標準和名が付けられていない魚種に新たな標準和名の候補名を 提案する際の留意点

新たな標準和名の候補名を提案するには以下の点について留意すること。

1. 形態学的又は分類学的な根拠に基づく名称であること。
2. 属の標準和名を語根に用いる場合を除き、国内に流通している魚種を連想させることのない名称であること。
3. 根拠なく高級感を連想させる文言を使用するなど、消費者に優良誤認（例えば分類学上無関係であるにもかかわらず高級魚類に似せた名称を付して、あたかもその類縁種であるように誤認させること）を生じさせるおそれのない名称であること。
4. 既存の標準和名と重複していないこと。
5. 候補名の由来を明確に説明できる名称であること。
6. 差別的用語や不快語等の社会通念上不適切と判断される語を含まない名称であること。
7. 企業名や商品名を含む等、特定の団体や個人に利益をもたらす可能性がある名称でないこと。
8. 複数の候補名を提案することは妨げられないこと。

なお、候補名は、命名の根拠を明確に説明できる必要があり、以下の作成方法が考えられる。

【候補名の作成例】

＜例 1＞ 属の標準和名を語根として、その魚種の特徴（形態、色彩など）を接頭語として付け加える。

＜例 2＞ 学名や世界的に使用されている一般名称（国際連合食糧農業機関（FAO）が運営する Global fishery databases (<http://www.fao.org/fishery/topic/16054/en>) に「FAO Name」として掲載されている名称又はフィッシュベースコンソーシアムが運営する FishBase (<https://www.fishbase.de/home.htm>) に「Common name」や「Global name」として掲載されている名称）を基にする。